

住生活の安定の確保及び向上の促進に
関する施策の実施状況

～平成23年度～

平成24年7月
国土交通省

本資料は、住生活基本法（平成18年法律第61号）第21条第1項及び第2項に基づき、関係行政機関が平成23年度に実施した住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その概要を住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日閣議決定（全部変更））の構成に従って取りまとめたものである。

目 次

I	平成23年度に講じた施策の実施状況	1
1	安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築	
①	住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備	2
②	住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備	8
③	低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案	10
④	移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	14
2	住宅の適正な管理及び再生	18
3	多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備	
①	既存住宅が円滑に活用される市場の整備	22
②	将来にわたり活用される良質なストックの形成	26
③	多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	30
4	住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保	32
II	平成23年度に講じた主な連携施策	43
	(参考) 平成24年度における主な新規施策	57

I 平成23年度に講じた施策の実施状況

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築</p> <p>① 住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備</p>	<p>1 耐震性、防火性及び採光性の確保、化学物質等による室内汚染の防止等、住宅の基本的な品質又は性能を確保するため、建築規制を的確に運用する。</p> <hr/> <p>2 住宅の耐震化を徹底するため、地方公共団体と連携した支援制度の整備、技術者の派遣・育成、相談体制の整備等により耐震診断、耐震改修、建替え等を促進する。また、犯罪の危険性に備え、住宅の防犯性向上のための情報提供等を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律」により、建築確認・検査制度の厳格化等を措置し、引き続き建築規制を的確に運用するための施策を推進(平成18年6月21日公布、平成19年6月20日施行)。 ○ 建築確認手続き等の運用改善(第一弾)において改正した建築基準法施行規則及び関係告示等を、引き続き的確に運用するための施策を推進(平成22年3月29日公布、平成22年6月1日施行)。 ○ 建築確認手続き等の運用改善(第二弾)において建築基準法施行令、建築基準法施行規則及び関係告示等の改正を実施(平成23年3月30日公布(施行令)、平成23年4月27日公布(施行規則等)、平成23年5月1日施行)。 ○ 「建築士法等の一部を改正する法律」により、建築士の資質・能力の向上のための措置等を行い、引き続き、建築士法を的確に運用するための施策を実施(平成18年12月20日公布。平成20年11月28日施行)。 ○ 「既設エレベーターの安全性確保に向けて 報告書(平成22年8月)」に基づき、既設エレベーターの安全確保に関する施策を実施。 ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。 【平成23年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,557市区町村 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、耐震診断・耐震改修に関する指導、耐震改修の計画の認定等を実施。(再掲) 【平成23年4月1日現在】耐震改修促進計画策定状況：全都道府県、1,557市区町村 ○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、融資金利の引き下げを通じて、耐震性に優れた住宅の取得を促進。 【平成23年度】申請戸数：134,935戸の内数 ○ 住宅・建築物安全ストック形成事業等により、住宅の耐震診断・耐震改修を促進。 【平成22年度】耐震診断：約4万戸、耐震改修：約9千戸 ○ 防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物部品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。 【平成23年度末現在】掲載品目数：計17種類3,157品目 ○ 「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。 ○ 住宅用火災警報器の設置率向上に向け、住宅用火災警報器設置対策基本方針に基づき、設置率調査の実施や住宅防火対策推進シンポジウムの開催等を実施。 【平成23年6月1日現在】推計設置率：71.1% ○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長。 ○ 耐震改修に係る税制特例措置により、既存住宅の耐震改修を促進。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 国土交通省 警察庁 経済産業省 国土交通省 警察庁 国土交通省 消防庁 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>3 延焼・倒壊の危険性の高い老朽建築物の建替え・除却や、避難経路、消防環境等の地域特性を踏まえた対策、道路幅員等に関する建築基準法上の緩和措置の活用等により密集市街地の整備を促進する。また、宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策、津波・高潮対策等を推進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における密集市街地の整備・改善を促進。 【平成23年度】実施地区：149地区（うち防災街区整備事業地区：4地区）</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、耐久性に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：46地区の内数（三大都市圏：29地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 住宅地区改廃事業により、不良住宅が密集する地区の整備・改善及び健康で文化的な生活を営むに足りる住宅の集団的な建設を促進。 【平成23年度】15地区</p>	国土交通省
<p>○ 小規模住宅地区改廃事業により、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区の整備・改善、住宅の集団的な建設、建築物の敷地の整備等を促進。 【平成23年度】7地区</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：158地区（三大都市圏：118地区）</p>	国土交通省
<p>○ 都市防災総合推進事業により、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識の向上等を促進。 【平成23年度】事業主体数：63団体内数</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。 【平成23年度】実施地区：458地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 防災公園街区整備事業により、既成市街地における防災公園と周辺市街地の整備・改善を一体的に促進。 【平成23年度】実施地区：10地区</p>	国土交通省
<p>○ 狭あい道路整備等促進事業により、狭あい道路の調査・測量、データベースの構築・運営、狭あい道路の拡幅整備を促進。 【平成23年度】実施地区：41地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 大規模盛土造成地の変動予測と滑動崩落防止工事を支援する宅地耐震化推進事業の促進。 【平成23年度】変動予測：19区市</p>	国土交通省
<p>○ 河川事業により、洪水、高潮等による浸水被害の軽減を図るための築堤、河道掘削等を実施。また、地震・津波対策として堤防嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策等を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 水害と土砂災害対策、ハード対策とソフト対策を一体的に促進する他、危機管理を中心とした適応策を実施することにより、流域一体となった総合的な防災対策を推進。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

4 住宅市街地における交通事故の防止及び防犯性の向上を図る。また、騒音、大気汚染等による居住環境の阻害を防止する。

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 下水道浸水被害軽減総合事業により、都市機能が集積している地区等で一定規模以上の浸水実績がある浸水対策に取り組む必要性が高い地区において、雨水貯留浸透施設や排水施設等の整備等による浸水対策を促進。 【平成23年12月末現在】実施地区：111地区（うち事業中：65地区、事業完了：46地区）</p>	国土交通省
<p>○ 砂防事業により、砂防堰堤や床固工群、山腹工等の砂防設備の整備を実施。 【平成23年度】直轄36水系・山系、その他社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 地すべり対策事業により、地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁等の地すべり防止施設等の新設・改良を実施。 【平成23年度】直轄12地区、その他社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 急傾斜地崩壊対策事業により、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけについて、擁壁工、排水工及び法面工等の急傾斜地崩壊防止施設の設置等を促進。 【平成23年度】社会資本整備総合交付金及び地域自主戦略交付金において実施。</p>	国土交通省
<p>○ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備、特定開発行為の制限及び建築物の構造規制等による土砂災害による人的被害軽減のための対策を推進。 【平成23年度末現在】土砂災害警戒区域：約25万9千箇所（うち土砂災害特別警戒区域：約13万箇所）</p>	国土交通省
<p>○ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握や被災地の早期復旧に関し、地方公共団体等に対して技術的支援を円滑・迅速に実施（TEC-FORCE）。 【平成23年度】派遣人数：のべ16,938人・日</p>	国土交通省
<p>○ 海岸保全施設整備事業により、津波・高潮に対する住宅の安全性を確保するための海岸保全施設の整備を実施。</p>	農林水産省 国土交通省
<p>○ 東日本大震災による建築物被害の状況を踏まえ、津波に対し構造安全性等が確保される建築物の技術基準等の整備を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 人優先の安全・安心な歩行空間として、あんしん歩行エリアを平成20年度に582地区指定し、対象地区において信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。</p>	警察庁 国土交通省
<p>○ 全国火災予防運動などの機会をとらえ、放火火災防止対策戦略プランに基づき、評価シートを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組を推進。</p>	消防庁
<p>○ 放火行為の抑制効果が期待される放火監視機器等を全国5地域に設置し、放火火災の減少効果の検証を実施。</p>	消防庁
<p>○ 住宅火災において主要な出火原因となっているたばこについて、消防機関とたばこ関係者との連携を図りつつ、注意喚起広報の強化を図ることとして、11月の秋季全国火災予防運動にあわせ、「たばこ火災防止キャンペーン」を全国一斉に実施。</p>	消防庁

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>② 住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備</p>	<p>5 医療・介護・住宅が連携し高齢者が安心できる住まいを確保するため、サービス付きの高齢者向け住宅の供給を促進する。</p> <p>6 ライフステージに応じた住み替えの促進を図るため、住み替え時の金銭負担の軽減等を図るリバースモーゲージの普及の促進等を行う。</p> <p>7 高齢者、障害者、子育て世帯等（以下「高齢者等」という。）の地域における福祉拠点等を構築するため、公的賃貸住宅団地等において、民間事業者等との協働による医療・福祉サービス施設や子育て支援サービス施設等の生活支援施設の設置を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁						
<p>○ 騒音規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保護を目的として騒音に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における騒音の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。</p> <p>【平成22年度】工場・事業場騒音、建設作業騒音に係る測定数：588件 道路交通騒音に係る測定数：70件</p>	環境省						
<p>○ 振動規制法に基づき、生活環境保全と国民の健康の保護を目的として振動に関する規制基準の範囲を設定。また、指定地域内における振動の測定状況・苦情への対応状況（測定数等）を取りまとめ、公表。</p> <p>【平成22年度】工場・事業場振動、建設作業振動に係る測定数：179件 道路交通振動に係る測定数：69件</p>	環境省						
<p>○ 悪臭防止法に基づき、生活環境保全を目的として悪臭に関する規制基準等を設定するとともに、規制地域内における臭気指数等の測定状況・苦情への対応（測定数等）を公表。</p> <p>【平成22年度】悪臭防止法に基づく測定数：86件</p>	環境省						
<p>○ 大気汚染防止法第22条に基づき、都道府県知事等は大気汚染の状況を常時監視及びその結果を環境大臣に報告。この報告を受け、毎年、環境基準の達成状況等を公表。</p> <p>【平成22年度】環境基準達成状況</p> <table border="0" data-bbox="151 974 1220 1097"> <tr> <td>N02：一般環境大気測定局1,332/1,332（100%）</td> <td>自動車排出ガス測定局407/416（97.8%）</td> </tr> <tr> <td>SPM：一般環境大気測定局1,278/1,374（93.0%）</td> <td>自動車排出ガス測定局371/399（93.0%）</td> </tr> <tr> <td>0x：一般環境大気測定局0/1,150（0.0%）</td> <td>自動車排出ガス測定局0/33（0.0%）</td> </tr> </table>	N02：一般環境大気測定局1,332/1,332（100%）	自動車排出ガス測定局407/416（97.8%）	SPM：一般環境大気測定局1,278/1,374（93.0%）	自動車排出ガス測定局371/399（93.0%）	0x：一般環境大気測定局0/1,150（0.0%）	自動車排出ガス測定局0/33（0.0%）	環境省
N02：一般環境大気測定局1,332/1,332（100%）	自動車排出ガス測定局407/416（97.8%）						
SPM：一般環境大気測定局1,278/1,374（93.0%）	自動車排出ガス測定局371/399（93.0%）						
0x：一般環境大気測定局0/1,150（0.0%）	自動車排出ガス測定局0/33（0.0%）						
<p>○ 下水道事業により、市街地等において下水道の整備を推進。</p> <p>【平成22年度末現在】下水道処理人口普及率：75.1%（※）</p> <p>※東日本大震災の影響により岩手県、宮城県、福島県は調査対象外。</p>	国土交通省						
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。</p> <p>【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸</p>	厚生労働省 国土交通省						
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例の拡充及び延長。</p>	国土交通省						
<p>○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。</p> <p>【平成23年度】受理戸数：4,693戸</p>	国土交通省						
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。</p>	国土交通省						
<p>○ 民間金融機関が行うサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度による付保対象に追加。</p>	国土交通省						
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。</p> <p>【平成22年度末現在】併設施設数：3,218施設（1,774団地）</p>	国土交通省						

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>8 公的賃貸住宅の計画的な建替え、ニュータウン再生の支援等を通じて、高齢者をはじめとする居住者の生活の利便性の向上を図る。</p>
<p>③ 低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案</p>	<p>9 住宅ストックのおおむね半数について二重サッシ等の省エネルギー対策を講じることを見据えて、地域性や住宅の構造等を考慮した新築住宅の省エネ基準への適合義務化や誘導水準の導入、既存住宅の省エネリフォームの促進等を図る。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。 【平成22年度】公営住宅の活用戶数：826戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。(再掲) 【平成22年度末現在】併設施設数：3,218施設(1,774団地)</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：458地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地基盤整備事業により、三大都市圏の重点供給地域等における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業を推進するための関連公共施設等の整備を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：158地区(三大都市圏：118地区)</p>	国土交通省
<p>○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ(案)」を提示。</p>	経済産業省 環境省 国土交通省
<p>○ 住宅・建築物の省エネ性能の底上げを図るため、建築材料等を新たにトップランナー制度の対象に追加すべく、「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案」を第180回通常国会に提出。</p>	経済産業省
<p>○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO₂技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。 【平成23年度】採択件数：①住宅・建築物省CO₂先導事業：46件 ②建築物省エネ改修推進事業：300件 ③長期優良住宅先導事業：25件</p>	国土交通省
<p>○ 省エネ改修に係る税制特例措置により、既存住宅の省エネルギー化を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、融資金利の引き下げを通じて、省エネルギー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成23年度】申請戸数：134,935戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。 【平成23年度末現在】 申請：1,329,831戸(新築700,248戸、リフォーム629,583戸) ポイント発行：1,304,486戸(243,193,755,000ポイント) 新築：688,792戸(205,718,680,000ポイント) リフォーム：615,694戸(37,475,075,000ポイント)</p>	経済産業省 環境省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>10 住宅の省エネルギー性能等のラベリング等による「見える化」の促進、低炭素社会に向けた住まいと住まい方に関する啓発・広報等を行う。</p> <p>11 住宅及び住宅市街地の総合的な環境性能を評価する仕組みの普及や住宅のライフサイクルを通じたCO2排出量の低減、再生建材の利用の促進や住宅の建設・解体等により生じる廃棄物の削減及び適正処理を図る。</p> <p>12 既存住宅の省エネルギー性能の向上のため、簡便な省エネルギー設計・施工技術の開発、普及等を促進する。</p> <p>13 森林吸収源対策として、間伐材を含む地域材を活用した住宅生産技術の開発及び普及の促進や消費者等に対する地域材の活用に関する普及啓発等により、住宅の新築及びリフォーム等の際の地域材利用を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。	国土交通省
○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ（案）」を提示。（再掲） ○ 各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、省CO2・省エネに繋がるきめ細やかなアドバイスを実施する「環境コンシェルジュ制度」の創設に向け、家庭向けエコ診断推進基盤整備事業を実施。 【平成23年度】診断数：約5,000世帯	経済産業省 環境省 国土交通省 環境省
○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ（案）」を提示。（再掲） ○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。（再掲） 【平成23年度】採択件数：①住宅・建築物省CO2先導事業：46件 ②建築物省エネ改修推進事業：300件 ③長期優良住宅先導事業：25件 ○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、省エネルギー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：46地区の内数（三大都市圏：29地区の内数） ○ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。 【平成23年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）	経済産業省 環境省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 環境省 国土交通省
○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ（案）」を提示。（再掲） ○ 地球温暖化対策技術開発等事業（競争的資金）により、早期に実用化が必要かつ可能な地球温暖化対策技術の開発及び実証研究を実施。 【平成23年度】事業実施件数：59件のうち「住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策」に関連するものは、8件。	経済産業省 環境省 国土交通省 環境省
○ 住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ（案）」を提示。（再掲） ○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、要素実験等を通じた検討を行い、実践的に使える設計法の作成に向けた取組を実施。 ○ 国産材住宅に関する情報を消費者に総合的に提供する「日本の木のいえ情報ナビ」において、登録工務店等の情報や、国産材住宅の事例集等を発信。 【平成23年度】「日本の木のいえ情報ナビ」 http://www.nihon-kinoie.jp/	経済産業省 環境省 国土交通省 国土交通省 農林水産省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
④ 移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成	14 住宅及び住宅市街地のユニバーサルデザイン化を促進する。

施策の実施状況	関係省庁
○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。	農林水産省 国土交通省
○ 地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループに対して、住宅モデルの設計や地域材供給体制の構築等を支援。 【平成23年度】実施件数：全国8グループ	農林水産省
○ 地域材を利用した住宅用の新たな製品の実用化や仕様作成等に対して支援。 【平成23年度】実施件数：5件	農林水産省
○ 地域材の認証制度の構築及び、品質・性能の明示された木材の流通・利用体制の構築に対して支援を行い、各地域において品質・性能の確かな地域材を供給し良質な住宅の生産を促進。 【平成23年度】実施件数：5地域で実施	農林水産省
○ 産地が明らかな木材を住宅・建築物に利用した場合に施主等に対する助成を行う都道府県等を支援。	農林水産省
○ 「木づかい運動」を推進し、住宅の内装や家具等における地域材利用の取組みを支援。	農林水産省
○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等の計画の認定等を実施。 【平成22年度】認定件数：208件	国土交通省
○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。(再掲)	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：46地区の内数（三大都市圏：29地区の内数）	国土交通省
○ 都市再生機構賃貸住宅の団地再生事業等により、都市再生機構賃貸住宅のバリアフリー化を実施。 【平成23年度】実施地区：78地区 完了地区：13地区	国土交通省
○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。 【平成23年度】申請戸数：134,935戸の内数	国土交通省
○ 公営住宅等について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。 【平成23年度】公営住宅住戸内改善戸数：19,719戸	国土交通省
○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、一定のバリアフリー性能を有する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成22年度末現在】バリアフリー対応公営住宅ストック戸数：約82万戸	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標

基本的な施策

15 高齢者等の利便性の向上の観点を踏まえつつ、都心居住や街なか居住、中心市街地の活性化等を促進する。

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。 【平成22年度末現在】地域優良賃貸住宅等のストック戸数：約19万戸</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例の拡充及び延長。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：458地区の内数</p>	国土交通省
<p>○ 住宅市街地総合整備事業により、既成市街地における、街なか居住の推進に資する事業を促進。 【平成23年度】実施地区：78地区</p>	国土交通省
<p>○ 中心市街地における民間の多様な住宅等の整備事業に対して出資する街なか居住ファンドにより、都市の中心部への居住を促進。 【平成23年度】出資地区：2地区</p>	国土交通省
<p>○ 暮らし・にぎわい再生事業により、中心市街地における街なかへの公共公益施設等の都市機能等の導入を促進。 【平成23年度】実施地区：39地区（三大都市圏：5地区）</p>	国土交通省
<p>○ 優良建築物等整備事業により、市街地環境の整備改善及び良好な市街地住宅の供給等に資する土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：51地区（三大都市圏：25地区）</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー環境整備促進事業により、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物等の整備を促進。 【平成23年度】実施地区：5地区（うち基本構想策定：3地区）</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：46地区の内数（三大都市圏：29地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 市街地再開発事業により、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進。 【平成23年度】実施地区：59地区（三大都市圏：31地区）</p>	国土交通省
<p>○ 土地区画整理事業により、道路、公園等の公共施設を整備し、土地の区画を整え、健全な市街地の形成と良好な宅地の供給を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：458地区の内数</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>16 景観計画、景観協定、地区計画、建築協定等の規制誘導手法の活用が図られるための支援や普及啓発、面整備事業の促進等を行う。</p> <p>-----</p> <p>17 良好な居住環境の形成に向けて、住民が住宅地のマネジメント活動に主体的に取り組むための環境整備を行う。</p>
2 住宅の適正な管理及び再生	18 戸建住宅を含む住宅ストックについて、維持管理に関する情報の蓄積及び計画的な維持管理方法に関するガイドラインの普及等による居住者による管理体制の充実等、適切な維持管理やリフォームが行われるための環境整備を行う。

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 建築協定、地区計画、総合設計等の規制誘導手法について講習会等において周知を図り、制度の活用を促進。 【平成22年度末現在】地区計画の累積件数：5,980地区</p>	国土交通省
<p>○ 都市における緑地の保全及び緑化に関する各種制度（地区計画等緑化率条例、緑地協定）について、HPを通じた情報提供等を実施し、制度の活用を促進。 【平成22年度末現在】地区計画等緑化率条例：45件、約600(ha) 緑地協定：1,886件、約5,760(ha)</p>	国土交通省
<p>○ まちづくり計画策定担い手支援事業により、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援。 【平成23年度】実施地区：18地区</p>	国土交通省
<p>○ 景観法の制度概要や全国で策定された景観計画等について、HPを通じて情報提供するなど、景観法の普及啓発活動を促進。 【平成24年3月1日現在】景観計画策定団体数：326、景観地区数：34、景観協定数：21</p>	国土交通省
<p>○ 都市公園や緑地保全事業等により、都市における緑とオープンスペースの確保を推進。 【平成22年度末現在】都市公園等面積：118,056ha</p>	国土交通省
<p>○ 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有する生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する多自然川づくりを推進。</p>	国土交通省
<p>○ 良好な河川景観を形成・保全の促進を図るため、景観に配慮した取組みを促進。</p>	国土交通省
<p>○ 下水道事業により、下水処理水、雨水を活用したせせらぎ水路などの水辺空間の再生・創出を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅地におけるエリアマネジメント活動について、HPを通じて情報提供を行い普及を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 街なみ環境整備事業により、住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び土地所有者等による住宅及び地区施設等の整備改善を促進。 【平成23年度】実施地区：139地区（三大都市圏：60地区）</p>	国土交通省
<p>○ 学校エコ改修と環境教育事業により、地方公共団体による学校施設におけるCO2排出削減のための改修等のハード整備とそれを活用した環境教育等のソフト事業等の一体的実施を促進。 【平成23年度末現在】モデル校認定：20校</p>	環境省
<p>○ ホームセンターや家電量販店等の多様な事業者と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発活動の実施。 【平成23年度】全国のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者イベント実施回数：53回、参加人数：3,600人</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ リフォーム工事を対象とする検査と保証がセットになったリフォームかし保険の普及促進、リフォーム前の現況調査部分も保険対象とするリフォームかし保険の整備、リフォーム費用や業者とのトラブル等についての消費者相談、リフォーム事業者選択支援サイトの整備等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。</p> <p>【平成23年度】 リフォームかし保険 申込み実績：2,123戸 リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：6,745件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル） 52弁護士会で実施 申込み実績：549件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：402件 リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：4事業者 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,660箇所</p>	国土交通省
<p>○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。</p>	国土交通省
<p>○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、共同住宅に係る基準について告示改正を行うなど、長期優良住宅の普及を促進。</p> <p>【平成23年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：266,419戸</p>	国土交通省
<p>○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。</p> <p>【平成23年度】発送数：約15.5万部</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの管理の適正化推進に関する法律」に基づき、管理組合の運営やマンションの管理等についての助言・指導等を行うマンション管理士の登録を実施。</p> <p>【平成23年度末現在】マンション管理士登録者数：19,853名</p>	国土交通省
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。</p> <p>【平成23年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：429棟 マンション大規模修繕セミナー：8回実施</p>	国土交通省
<p>○ 適正なマンション管理のために管理組合に求められる基本事項について、標準的な対応を全般的かつ具体的に示した「マンション管理標準指針」について、セミナー等を通じて周知。</p> <p>【平成23年度】 マンション管理適正化推進センターが実施した基礎セミナー数：46回 受講者数：約2,900名</p>	国土交通省
<p>○ マンション管理の相談事例等がインターネット上で検索できる、マンション管理相談データベース（マンション管理サポートネット）の活用促進。</p> <p>【平成23年度末現在】利用者数：3,956人</p>	国土交通省
<p>○ 「長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン・同コメント」を平成20年6月に策定・公表し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>19 分譲マンションについて、規模や居住形態等に応じて適正に管理を行うための枠組みづくりや相談体制の整備等を行うとともに、エレベーター等の安全管理を含む適切な長期修繕計画の策定及び修繕積立金額の設定等により適切な維持修繕を促進する。また、老朽化した分譲マンションの再生を促進するため、改修・建替えに当たっての支援や課題の解決を図る。</p> <p>-----</p> <p>20 民間賃貸住宅について、合理的かつ適正な維持管理を促進するための仕組みづくりを進めるとともに、民間賃貸住宅の活用を図るためのリフォームの促進等を図る。</p>
<p>3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備</p> <p>① 既存住宅が円滑に活用される市場の整備</p>	<p>21 既存住宅の取引に際し、住宅の品質、性能等に関する情報や住宅関連事業者等に関する情報をインターネット等の活用を含め適切に取得できるようにするとともに、市場における住宅取引のルールの徹底を図る。また、既存住宅の購入又はリフォームをしようとする者等が専門的・中立的な立場から助言を受け入れるための環境整備を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ マンションの大規模修繕に対応した検査と保証がセットになった大規模修繕工事かし保険、マンション大規模修繕セミナーの開催等により、分譲マンションの適切な維持管理及び計画的な修繕を促進。(再掲)</p> <p>【平成23年度】 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：429棟 マンション大規模修繕セミナー：8回実施</p>	国土交通省
<p>○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム（マンションみらいネット）の活用促進。</p> <p>【平成23年度末現在】登録件数：426件</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの修繕積立金に関するガイドライン」を平成23年4月に公表し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの標準管理規約」を平成23年7月に改正し、セミナー等を通じて普及周知。</p>	国土交通省
<p>○ マンション再生環境整備事業により、適正かつ持続可能なマンションの維持管理を行う環境を整備するため、専門的な知識やノウハウをもってマンション管理組合の活動を支援する法人等の立ち上げ等を支援し、総合的なマンション再生に関する相談体制等を構築する。</p> <p>【平成23年度】支援法人数：6法人</p>	国土交通省
<p>○ 「マンションの建替えの円滑化等に関する法律」により、マンション建替組合によるマンションの円滑な建替えを促進。</p> <p>【平成23年度】マンション建替事業の認可件数：4件（平成23年度上半期現在）</p>	国土交通省
<p>○ 優良建築物等整備事業により、老朽化したマンションの建替えを促進。</p> <p>【平成23年度】実施地区：1地区の内数（三大都市圏：1地区の内数）</p>	国土交通省
<p>○ 民間賃貸住宅における適正な管理等の推進を図るため、民間賃貸住宅に関する市場環境実態調査の調査結果について、HPを通じて情報提供を実施。</p>	国土交通省
<p>○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実。</p> <p>【平成23年度末現在】地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,660箇所</p>	国土交通省
<p>○ 既存住宅売買かし保険に加入するなど消費者保護が適切に図られたインターネットによる中古住宅取引サイトの整備を促進。</p>	国土交通省
<p>○ リフォーム費用や業者とのトラブル等に関する相談を含めた住宅に関する消費者相談、リフォーム事業者選択支援サイトの整備等により、消費者が安心してリフォームができる市場環境を整備。(再掲)</p> <p>【平成23年度】 リフォーム相談（住まいるダイヤル）実績：6,745件 弁護士・建築士によるリフォームの無料専門家相談制度（住まいるダイヤル） 52弁護士会で実施 申込み実績：549件 リフォーム無料見積チェック制度（住まいるダイヤル）申込み実績：402件 リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：4事業者 地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,660箇所</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
	<p>22 取引時やリフォーム時における建物検査（インスペクション）と一体となった瑕疵担保責任保険の活用や住宅履歴情報の蓄積を促進するなど消費者の不安等の解消を図るための環境整備を行う。また、増改築を行う既存住宅を長期優良住宅として認定するために必要な評価手法等を整備する。</p> <p>23 既存住宅の管理状況等を考慮した合理的な価格査定及び管理状況や不動産の個別の取引価格に関する情報提供並びに地方定住の促進に資する郊外・田園居住や二地域居住等の実現に向けた情報提供等を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地に関する最も基礎的な情報を整備するための地籍調査を促進。 【平成23年度】地籍が明確化された土地の面積：142,264km² ○ 平成24年1月1日時点における標準地の正常な価格を公示。 【平成23年度】標準地26,000地点 (※うち、原子力災害対策特別措置法により設定された警戒区域内の17地点は調査を休止) ○ 四半期毎の主要都市における高度利用地の地価動向などを公表。 【平成23年度】年4回各150地区 (※うち2回については、東日本大震災により直接的な影響を受け市場に空白期間が生じた4地区で調査を休止) ○ 宅地建物取引業者が宅地建物の購入者等に対して行う重要事項説明の適切な実施を推進。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅の新築、改修、修繕、点検時等において、設計図書や施工内容等の情報が確実に蓄積され、活用される社会的仕組みの普及を推進。(再掲) ○ 建物検査と保証がセットになった、既存住宅売買かし保険、リフォームかし保険、マンションの大規模修繕かし保険、引き渡し後リフォーム型既存住宅売買かし保険、リフォーム前の現況調査部分も保険対象とするリフォームかし保険等により、消費者が安心して中古住宅の取得やリフォーム工事を行える市場環境を整備。 【平成23年度】 既存住宅売買かし保険(宅建業者販売タイプ) 申込み実績：3,284戸 既存住宅売買かし保険(個人間売買タイプ) 申込み実績：1,319戸 リフォームかし保険 申込み実績：2,123戸 マンションの大規模修繕かし保険 申込み実績：429棟 ○ 既存住宅の売買及びリフォーム工事と併せてインスペクションの実施、かし担保保険の活用及び住宅履歴情報の蓄積を行う事業に対する支援を実施。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ マンションの管理状況を登録・閲覧できるマンション履歴システム(マンションみらいネット)の活用促進。(再掲) 【平成23年度末現在】登録件数：426件 ○ 不動産の取引価格情報を四半期毎にとりまとめ、インターネットを通じて公表。 【平成23年度】アクセス件数：8,695万件 ○ 適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、国土利用計画法に基づき、土地売買等の契約の際に、土地の利用目的の審査等の措置を実施。 ○ 指定流通機構(レイズ)から成約価格情報の提供を受け、東京証券取引所から東証住宅価格指数の試験配信を開始。 ○ 不動産取引情報提供システム(RMI)を機能拡充し、指定流通機構(レイズ)の取引価格情報の消費者向け提供の充実(戸建の取引価格情報として「最寄り駅」・「用途地域」・「成約時期」を追加、マンション及び戸建に関する開示対象の都道府県の追加等)を推進。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>24 消費者による事業者の選択を支援するための情報提供の促進や多様な業種が参画する市場環境の整備を行う。リフォーム技術の開発や地域の工務店等のリフォーム技術の向上の促進、構造躯体（スケルトン）を活かした内装、設備、間取り（インフィル）等のリフォームによる住宅の質の向上に関する普及啓発や、老朽化した共同住宅に係る検査・改修技術等の開発・向上及び普及等を行う</p>
② 将来にわたり活用される良質なストックの形成	<p>25 耐久性等に優れ、適切な維持保全が確保される長期優良住宅について支援、認定制度及び基準の合理化等により普及の促進を図るとともに、住宅性能表示制度に係る手続の合理化、住宅を適切に維持管理し長く大切に使う意識の醸成等を行い、将来世代を見越した良質な住宅ストックの形成を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
○ 既存住宅売買かし保険に加入するなど消費者保護が適切に図られたインターネットによる中古住宅取引サイトの整備を促進。(再掲)	国土交通省
○ 住宅リフォームに関する情報提供の実施及び相談体制の充実。(再掲) 【平成23年度末現在】地方公共団体のリフォーム相談窓口数：1,660箇所	国土交通省
○ ホームセンターや家電量販店等の多様な事業者と連携した消費者へのリフォームについての普及啓発活動の実施。(再掲) 【平成23年度】全国のホームセンター、家電量販店、住宅展示場等と連携した消費者イベント実施回数：53回、参加人数：3,600人	国土交通省
○ 各保険法人のホームページにリフォームかし保険、既存住宅売買かし保険等を利用する登録事業者を掲載するとともに、(一社)住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにおいて、全保険法人に登録された事業者を検索できるサイトを公開。 【平成23年度】 リフォームかし保険 登録事業者数：10,745事業者 既存住宅売買かし保険 売主が宅建業者の場合 登録事業者数：1,471事業者 売主が宅建業者以外の場合 登録事業者数：357事業者	国土交通省
○ リフォーム事業者選択支援サイトの整備等により、消費者によるリフォームを行う事業者の選択を支援。 【平成23年度】リフォーム事業者選択支援サイトの採択実績：4事業者	国土交通省
○ 「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、共同住宅に係る基準について告示改正を行うなど、長期優良住宅の普及を促進。(再掲) 【平成23年度末現在】長期優良住宅建築等計画の認定実績：266,419戸	国土交通省
○ 中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。 【平成23年度】交付決定件数：7,718件	国土交通省
○ 長期優良住宅の適正な維持保全を確保するため、認定取得者に配布してもらう維持保全の必要性や方法を案内するリーフレットを所管行政庁に発送。(再掲) 【平成23年度】発送数：約15.5万部	国土交通省
○ 環境・ストック活用推進事業により、住宅・建築物の長寿命化や省CO2技術の普及に寄与するリーディングプロジェクト等を推進。(再掲) 【平成23年度】採択件数：①住宅・建築物省CO2先導事業：46件 ②建築物省エネ改修推進事業：300件 ③長期優良住宅先導事業：25件	国土交通省
○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、耐久性に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：46地区の内数(三大都市圏：29地区の内数)	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>26 地域の気候・風土、歴史、文化等に応じた良質な住宅の供給を促進する。また、木造住宅に対する国民の高いニーズを踏まえ、木材が安定的に供給されるための加工・流通体制の整備等を推進するとともに、木造住宅の設計者、技能者等の育成、部材・工法等の技術開発、伝統的な技術の継承・発展、生産体制の整備等により、将来にわたり活用される木造住宅の供給を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、融資金利の引き下げを通じて、耐久性・可変性に優れた住宅の取得を促進。 【平成23年度】申請戸数：134,935戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ より断熱性の高い窓を一般消費者が選択できる市場環境を整備するため、省エネ法に基づき策定した「窓の断熱性能表示制度」（指針）（平成20年4月施行）について、窓表示へ一本化する等の改正を実施（平成22年5月公布、平成23年4月施行）。さらに窓の性能確認方法の追加を実施（平成23年5月）。</p>	経済産業省
<p>○ 長期優良住宅に係る税制特例措置により、良質な住宅ストックの形成を促進。</p>	国土交通省
<p>○ 消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進。 【平成23年度】＜住宅性能評価戸数＞ （新築住宅）設計評価：197,748戸、建設評価164,591戸 （既存住宅）437戸</p>	消費者庁 国土交通省
<p>○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 公営住宅の建設や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進する地方公共団体を交付金により支援。 【平成23年度】地域住宅計画策定数：273計画</p>	国土交通省
<p>○ 木造住宅の施工に関する住宅生産事業者の能力の向上及び技術の継承に関する取組を支援。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 中小住宅生産者による地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備促進に対する支援を実施。（再掲） 【平成23年度】交付決定件数：7,718件</p>	国土交通省
<p>○ 石場建て構法を含む伝統的構法木造建築物の設計法について、要素実験等を通じた検討を行い、実践的に使える設計法の作成に向けた取組を実施。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 「優良田園住宅の建設の促進に関する法律」に基づき、優良田園住宅の建設を促進。（再掲） 【平成24年4月1日現在】基本方針策定：40市町村、建設計画認定：21計画</p>	国土交通省
<p>○ 産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」において、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を実施。（再掲）</p>	農林水産省 国土交通省
<p>○ 地域材を生かした地域型住宅づくりに取り組むグループに対して、住宅モデルの設計や地域材供給体制の構築等を支援。（再掲） 【平成23年度】実施件数：全国8グループ</p>	農林水産省
<p>○ 地域材を利用した住宅用の新たな製品の実用化や仕様作成等に対して支援。（再掲） 【平成23年度】実施件数：5件</p>	農林水産省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>27 良質な住宅の生産・供給体制及び住宅の適正な管理体制を確立する観点から、技術開発、建材等の標準化等を推進する。</p>
③ 多様な居住ニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消	<p>28 長期・固定型等の多様な住宅ローンが安定的に供給される住宅金融市場の整備、税制上の措置、定期借地制度の活用等の促進、定期借家制度の活用等による持家の賃貸化を含めた良質な賃貸住宅の供給の促進を行う。</p> <p>29 既存ストックを活用しつつ、高齢者等向けの賃貸住宅の供給や三世帯同居・近居への支援を行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 木材や木造建築物の設計に関わる人材を育成するモデル拠点の整備を支援。また、地域材利用に取り組もうとする建築士、大工・工務店等に対してセミナーによる人材育成を実施。 【平成23年度】実施件数：担い手育成の拠点整備：12拠点 事業者向け「木のいえづくりセミナー」：9回開催</p> <p>○ 地域材の認証制度の構築及び、品質・性能の明示された木材の流通・利用体制の構築に対して支援を行い、各地域において品質・性能の確かな地域材を供給し良質な住宅の生産を促進。(再掲) 【平成23年度】実施件数：5地域で実施</p>	農林水産省
<p>○ 日本工業標準調査会において、建築技術分野のJIS規格を審議。 【平成23年度】改正：8件</p> <p>○ 日本農林規格（JAS規格）の見直し作業を実施。 【平成23年度】見直し作業：5件</p>	経済産業省 農林水産省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業により、民間金融機関による相対的に低利な長期固定金利の住宅ローンの安定供給を促進。 【平成23年度】申請戸数：148,925戸</p> <p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業等において、MBSを安定的に発行。 【平成23年度】MBS発行額：23,708億円</p> <p>○ 住宅金融支援機構の住宅融資保険事業を通じて、民間金融機関による住宅の建設等に必要な資金の円滑な融通を促進。 【平成23年度】付保実績：4,799億円</p> <p>○ 住宅金融支援機構の行う賃貸住宅融資を通じて、良質な賃貸住宅の供給を促進。 【平成23年度】受理戸数：20,364戸</p> <p>○ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長。(再掲)</p> <p>○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家制度に関するパンフレットについて、HPを通じた情報提供を実施。</p> <p>○ 定期借家制度の活用を推進するため、定期借家権に関するQ&Aについて、HPを通じた情報提供を実施。</p> <p>○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。 【平成24年4月1日現在】契約完了件数：299件</p>	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸</p> <p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例の拡充及び延長。(再掲)</p>	厚生労働省 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>30 賃貸住宅市場における標準ルールの普及等を通じて住宅に関するトラブルの未然防止を図る。また、指定住宅紛争処理機関による住宅に係る紛争処理等、トラブルを円滑に処理するための仕組みの普及・充実を図る。</p>
	<p>31 高齢者が有する比較的広い住宅を、子育て世帯等向けの賃貸住宅として活用するための住み替えに対する支援を行う。</p>
	<p>32 空家の再生及び除却や情報提供等により空家の有効活用等を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅金融支援機構の行うサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を通じて、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成23年度】受理戸数：4,693戸 ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成22年度末現在】地域優良賃貸住宅等のストック戸数：約19万戸 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲) ○ 近居を希望する高齢者世帯・子育て世帯とその支援世帯に対し、都市再生機構賃貸住宅への入居に係る優先的取扱いを実施。 【平成23年度】(新規賃貸住宅) 優遇措置対象戸数：254件 (既存賃貸住宅) 優遇措置対象戸数：68,045件 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」及び「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、指定住宅紛争処理機関による紛争処理(あっせん、調停、仲裁)を実施。 【平成23年度】申請受付件数：あっせん6件、調停99件、仲裁0件 ○ 賃貸住宅標準契約書・定期賃貸住宅標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 民間賃貸住宅の退去時におけるトラブルを未然に防止するため、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ サブリース契約における当事者間紛争の未然防止を図るため、サブリース住宅原賃貸借標準契約書について、HPを通じた情報提供を実施。 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲) ○ 賃貸住宅管理業者登録規程に基づき、賃貸住宅管理業者の登録を実施。(国土交通省告示、平成23年9月30日公布、平成23年12月1日施行) 【平成23年度末現在】登録業者数：1,579業者 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等の持ち家を借り上げ、子育て世帯等に転貸する「高齢者等の住み替え支援制度」を実施。(再掲) 【平成24年4月1日現在】契約完了件数：299件 ○ 民間金融機関が行うサービス付き高齢者向け住宅の入居一時金に係るリバースモーゲージ型の融資について、住宅金融支援機構の住宅融資保険制度による付保対象に追加。(再掲) 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 空き家再生等推進事業により、空き家住宅・空き建築物の活用、不良住宅・空き家住宅の除却をする地方公共団体等の地域活性化の取り組みを支援。 	<p>国土交通省</p>

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保</p>	<p>33 市場において自力では適正な水準の住宅を確保することのできない低額所得者等に対して、公平かつ的確に公営住宅を供給する。このため、国民所得や住宅市場の動向等を踏まえつつ、公営住宅の家賃制度等について適切に見直しを行うなど施策の推進を図る。</p>
	<p>34 住宅確保要配慮者がそれぞれの入居者の特性に応じて、適切な住宅を確保できるよう、公的賃貸住宅の供給を促進するとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、賃貸住宅管理業者、居住支援を行う団体等から構成される居住支援協議会に対する支援を行い、民間賃貸住宅に関する情報の提供や必要な相談体制の整備等を図る。</p>
	<p>35 既存ストックの有効活用を図りつつ、公営住宅制度を補完する重層的な住宅セーフティネットの構築を図るため、地域住宅協議会の活動等を通じて、各種公的賃貸住宅制度の一体的運用やストック間の柔軟な利活用等を円滑に行う。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。 【平成22年度】公営住宅の管理戸数：217万戸 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用を促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で賃貸する公営住宅の的確な供給を推進。(再掲) 【平成22年度】公営住宅の管理戸数：217万戸 ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成22年度末現在】地域優良賃貸住宅等のストック戸数：約19万戸 ○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸 ○ 離職退去者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用。 【平成23年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,828戸(累計) ○ 都市再生機構賃貸住宅の供給等を実施。 【平成23年度】新規賃貸住宅の供給戸数：1,503戸 リニューアルによる改良：3,262戸 ○ 都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度を活用し、機構が整備した敷地を民間事業者に賃貸することにより、良質なファミリー向け民間賃貸住宅の供給を促進。 ○ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、居住支援協議会を組織。 【平成23年度】居住支援協議会組織数：9団体 ○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用を促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省 厚生労働省 国土交通省 厚生労働省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。(再掲) 【平成22年度末現在】地域優良賃貸住宅等のストック戸数：約19万戸 ○ 都道府県、市町村、機構及び公社において、地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関し必要となるべき措置について協議するため、地域住宅協議会を組織。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省 国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策	
目 標	基本的な施策
	<p>36 地震、洪水等の大規模な災害が発生した場合には、必要な応急仮設住宅及び災害を受けた地域の復興のために必要な住宅の供給を行う。</p>
	<p>37 高齢者等が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化や見守り支援等のハード・ソフト両面の取組を促進する。また、民間事業者等との協働により、公的賃貸住宅団地等の改修・建替えに併せた福祉施設等の設置を促進する。</p>

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、平成23年度末までに岩手県外6県において応急仮設住宅の建設、被災県を含む各都道府県において民間賃貸住宅等の借り上げを実施。 【平成23年度】建設及び入居状況（平成24年3月30日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完成戸数：52,812戸 ・入居戸数：48,914戸 <p>民間賃貸住宅等の借り上げ状況（平成24年3月26日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・借り上げ戸数：57,282戸 	厚生労働省
<p>○ 東日本大震災及び台風12号等の豪雨による災害で、被害を受けた公営住宅等の復旧や災害公営住宅の整備を支援。 【平成23年度】既設公営住宅等復旧事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災：12,421戸 ・その他災害：358戸（※） <p>※被害地域は、青森県、宮城県、福島県、新潟県、三重県、兵庫県、和歌山県、岡山県、鹿児島県</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の行う災害復興住宅融資により、災害で滅失・損傷した家屋の復旧を促進（東日本大震災への対応として、平成23年度第一次補正予算等において、融資金利の引き下げや元金据置期間の延長等を措置するとともに、住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合について、宅地の補修に係る資金を支援する災害復興宅地融資を創設。） 【平成23年度】受理戸数：4,932戸</p>	国土交通省
<p>○ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建のための支援を実施。 【平成23年度】実施世帯数：244,529世帯（基礎支援金：175,679世帯、加算支援金：68,850世帯）</p>	内閣府
<p>○ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、共同住宅のバリアフリー化に関する指導、共同住宅の建築等の計画の認定等を実施。（再掲） 【平成22年度】認定件数：208件</p>	国土交通省
<p>○ バリアフリー改修に係る税制特例措置により、既存住宅のバリアフリー化を促進。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 社会資本整備総合交付金等により、公営住宅の新築・建替・改修の際のエレベーターの設置等を促進し、ユニバーサルデザイン化を支援。（再掲）</p>	国土交通省
<p>○ 公営住宅等について、バリアフリー化等を計画的に推進することにより、公営住宅等ストックの居住水準の向上と総合的な活用を推進。（再掲） 【平成23年度】公営住宅住戸内改善戸数：19,719戸</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給を推進。（再掲） 【平成22年度末現在】地域優良賃貸住宅等のストック戸数：約19万戸</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸住宅に係る家賃債務保証業等の適正化、賃貸住宅関連紛争に係る処理の円滑化、居住支援協議会の活用等の促進等を図ることにより、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの基盤強化を推進。（再掲）</p>	国土交通省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 大規模公営住宅団地や都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅団地の建替えに際し、社会福祉施設の併設・合築、整備敷地への誘致を促進。(再掲) 【平成22年度末現在】併設施設数：3,218施設(1,774団地)</p>	国土交通省
<p>○ 高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。 【平成23年度末現在】累積管理開始戸数：882団地(23,679戸)</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 高齢者等居住安定化推進事業により、高齢者・障害者・子育て世帯向けの先導的な住まいづくり・まちづくりに関する取組などを支援。 【平成23年度】選定事業：14件</p>	国土交通省
<p>○ 介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。(再掲) 【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ サービス付き高齢者向け住宅の供給促進に係る税制特例の拡充及び延長。(再掲)</p>	国土交通省
<p>○ 住宅金融支援機構の証券化支援事業の枠組みを活用した優良住宅取得支援制度により、融資金利の引き下げを通じて、バリアフリー性に優れた住宅の取得を促進。(再掲) 【平成23年度】申請戸数：134,935戸の内数</p>	国土交通省
<p>○ 先導型再開発緊急促進事業及び21世紀都市居住緊急促進事業により、バリアフリー性能に優れた施設建築物等の整備を促進。(再掲) 【平成23年度】実施地区：46地区の内数(三大都市圏：29地区の内数)</p>	国土交通省
<p>○ 賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者に対する支援を行う居住サポート事業により、障害者の地域生活への円滑な移行を促進。 【平成23年4月1日現在】事業実施自治体数：227市区町村(被災3県を除く。)</p>	厚生労働省
<p>○ 障害者自立支援対策臨時特例交付金における特別対策事業として「居住サポート事業立ち上げ支援事業」を位置付け、上記事業の立ち上げを支援。</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用した小規模住居型児童養育事業及び児童自立生活援助事業を可能とすることにより、事業を実施する場所の容易な確保及び事業の普及促進を実施。</p>	厚生労働省
<p>○ 公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。(再掲) 【平成22年度】公営住宅の活用戶数：826戸</p>	厚生労働省 国土交通省
<p>○ 市町村が実施する地域生活支援事業の一事業である日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具の給付)により、在宅の重度身体障害者(児)の住環境の改善等を促進。</p>	厚生労働省
<p>○ 福祉ホーム事業により、住居を求めている障害者に対する低料金での居室その他の設備の利用、日常生活に必要な便宜供与を促進。 【平成22年度】施設数：175施設</p>	厚生労働省

住生活基本計画（全国計画）における目標・基本的な施策

目 標	基本的な施策
<p>その他分野横断的な施策</p>	

施策の実施状況	関係省庁
<p>○ 共同生活介護事業及び共同生活援助事業により、共同生活住居に居住する障害者に対して、主として夜間等における介護や、相談その他の日常生活上の援助等の便宜供与を促進。 【平成22年度】共同生活住居数：10,948戸</p>	厚生労働省
<p>○ 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）の利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人当たり月額1万円を上限に補足給付を実施。 【平成23年度】補足給付算定者数：66,930人</p>	厚生労働省
<p>○ 在宅の要介護者・要支援者が行う手すりの設置、段差解消等の住宅改修に対し、介護保険を給付。 【平成21年度】費用額：416億円、給付費：374億円</p>	厚生労働省
<p>○ 特定施設に入居する要支援者・要介護者が受けた日常生活上の世話、機能訓練等に要した費用に対し、介護保険を給付。 【平成22年度】累計給付額：約3,317億円の内数</p>	厚生労働省
<p>○ 平成23年度から平成32年度を計画期間とする住生活基本計画（全国計画）（平成23年3月15日）にて設定された目標（「安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築」、「住宅の適正な管理及び再生」、「多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備」、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」）並びにその達成のために必要な基本的な施策を総合的かつ計画的に推進。</p> <p>○ 平成23年10月に「住生活月間」を開催し、各種イベント・広報活動を実施。</p> <p>○ 学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、HPへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。</p> <p>○ 「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」（平成20年3月策定、平成22年6月改訂）の認知度・活用状況等のフォローアップについて、調査を実施。</p>	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p> <p>文部科学省 国土交通省</p> <p>経済産業省</p>

Ⅱ 平成２３年度に講じた主な連携施策

平成23年度に講じた連携施策一覧

防犯

○防犯性能の高い建物物品の開発・普及

防犯性能の高い建物物品の開発・普及に関する官民合同会議を開催し、一定の防犯性能がある建物物品を掲載した「防犯建物部品目録」を追加公表。

【平成23年度末現在】掲載品目数：計17種類3,157品目

＜警察庁、経済産業省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.cp-bohan.jp/>

○共同住宅に係る防犯対策

「共同住宅に係る防犯上の留意事項」及び「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」の普及を促進。＜警察庁、国土交通省＞

○防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理

「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」の周知を図り、防犯性能に配慮した公共施設等の整備・管理を促進。

＜警察庁、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.mlitt.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohan.htm>

防災

○海岸保全施設整備事業

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的として、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧に関する工事を行う。

＜農林水産省、国土交通省＞

交通安全

○人優先の安全・安心な歩行空間の整備

人優先の安全・安心な歩行空間として、あんしん歩行エリアを平成20年度に582地区指定し、対象地区において信号機、横断歩道や歩道等の整備を推進。

＜警察庁、国土交通省＞

環境

○住宅エコポイント制度

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進。

【平成23年度末現在】

＜実施状況＞

申請：1,329,831戸（新築700,248戸、リフォーム629,583戸）

ポイント発行：1,304,486戸（243,193,755,000ポイント）

新築 : 688,792戸 (205,718,680,000ポイント)
リフォーム : 615,694戸 (37,475,075,000ポイント)
＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催

住まいのあり方や住まい方を中心に、低炭素社会に向けた広範な取組と具体的施策の立案の方向を検討する「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進会議」を開催し、これまでの議論や東日本大震災により新たに生じた論点を追加した「中間とりまとめ(案)」を提示。

＜経済産業省、環境省、国土交通省＞

○建設リサイクル法に関するパトロールの実施

建設リサイクル法に基づく特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の適正な実施に関し、全国一斉パトロール等を実施。

【平成23年度】全国一斉パトロール実施回数：2回（5月、10月）

＜環境省、国土交通省＞

○木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けて、産学官が結集して行う「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の活動として「木のまち・木のいえリレーフォーラム」を開催し、住宅・木材関連産業、地方公共団体、設計者等の参加を得て、木造住宅・建築物の普及に努めるとともに、HP等で全国の木材・木造等に関する情報の発信等を実施。

＜農林水産省、国土交通省＞

高齢者・障害者等

○サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

厚生労働省との共同により、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、同住宅の供給を促進。

【平成23年度末現在】登録戸数：31,094戸

＜厚生労働省、国土交通省＞

○高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与の促進

公営住宅を活用した認知症対応型老人共同生活援助事業、共同生活介護事業及び共同生活援助事業等により、高齢者、障害者等に対する介護等の便宜供与を促進。

【平成22年度】公営住宅の活用戶数：826戸

＜厚生労働省、国土交通省＞

○離職者の居住の安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施。離職退去者の居住の安定確保に向け、公営住宅等の適正かつ合理的な管理に著しい支障がない範囲内で、公営住宅等の空き家を活用し離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保。

【平成23年度末現在】公的賃貸住宅入居決定戸数：3,828戸（累計）

＜厚生労働省、国土交通省＞

○シルバーハウジング・プロジェクト

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅等と生活援助員による日常生活支援サービスとの提供をあわせて行うシルバーハウジング・プロジェクトを促進。

【平成23年度末現在】累積管理開始戸数：882団地（23,679戸）

＜厚生労働省、国土交通省＞

（関連HP）http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

全般

○住教育の推進

学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」（平成20年3月策定）に関し、ホームページへの掲載等を通じ、教育現場への普及を促進。

＜文部科学省、国土交通省＞

（関連HP）<http://www.sumai-info.jp/jukyoku/index.html>

○消費者ニーズに対応した住宅性能表示制度の充実及び普及促進

【平成23年度】＜住宅性能評価戸数＞

（新築住宅）設計評価：197,748戸、建設評価164,591戸

（既存住宅）437戸

＜消費者庁、国土交通省＞

防犯性能の高い建物物品の開発・普及

<経緯>

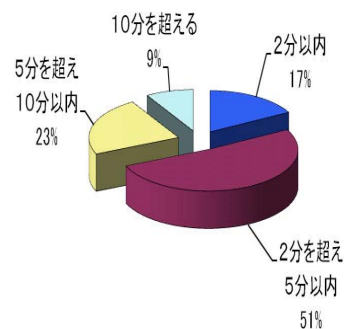
- H14. 11：「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の設置
警察庁、国土交通省、経済産業省＋建物部品関連団体等
防犯性能基準を策定し、侵入までに「5分」以上を要するなど一定の防犯性能を備えた部品（ガラス、錠、ドア、サッシ、ウィンドウフィルム等）を開発
- H16. 4：「防犯性能の高い建物部品目録」公表開始（<http://www.cp-bohan.jp/>）
- H16. 5：部品の普及を図るため、共通標章（CPマーク）を制定
- H23. 3：目録への登載内容を整理するなどの見直しを実施
- H24. 3：17種類・3,157品目

防犯性能の高い建物部品目録掲載数



	種 類	掲載数		
		H16.4.1	H24.3.31	
1	ドア(A種)	389	482	
2	ドア(B種)	511	670	
3	ガラスドア	低層住宅用	37	90
		ビル用	51	57
4	上げ下げ内蔵ドア	低層住宅用	30	63
		ビル用	5	10
5	引戸	19	67	
6	ガラス引戸(自動を含む)	—	54	
7	錠	錠	69	125
		電気錠	—	19
		1ドア2ロックセット	9	16
		シリンダー	25	48
		サムターン	14	36
8	サッシ	引き形式(低層住宅用)	140	293
		引き形式(ビル用)	198	158
		開き形式(低層住宅用)	135	196
		開き形式(ビル用)	211	84
		折りたたみ形式(低層住宅用)	—	31
		折りたたみ形式(ビル用)	—	11
		上げ下げ形式(低層住宅用)	69	84
		上げ下げ形式(ビル用)	—	5
9	ガラス	51	128	
10	ウィンドウフィルム	20	25	
11	雨戸	雨戸	11	13
		2分仕様	9	—
12	面格子	67	169	
13	窓シャッター	窓シャッター	56	83
		2分仕様	33	—
14	重量シャッター	重量シャッター	20	20
		特に防犯性能の高い重量シャッター	11	8
15	軽量シャッター	51	58	
16	オーバーヘッドドア	—	9	
17	シャッター用スイッチボックス	40	45	
計		2,281	3,157	

侵入をあきらめる時間



<出典(財)都市防犯研究センター>

(関連ホームページ)
防犯性能の高い建物物品の
開発・普及
<http://www.cp-bohan.jp/>

津波・高潮危機管理対策緊急事業

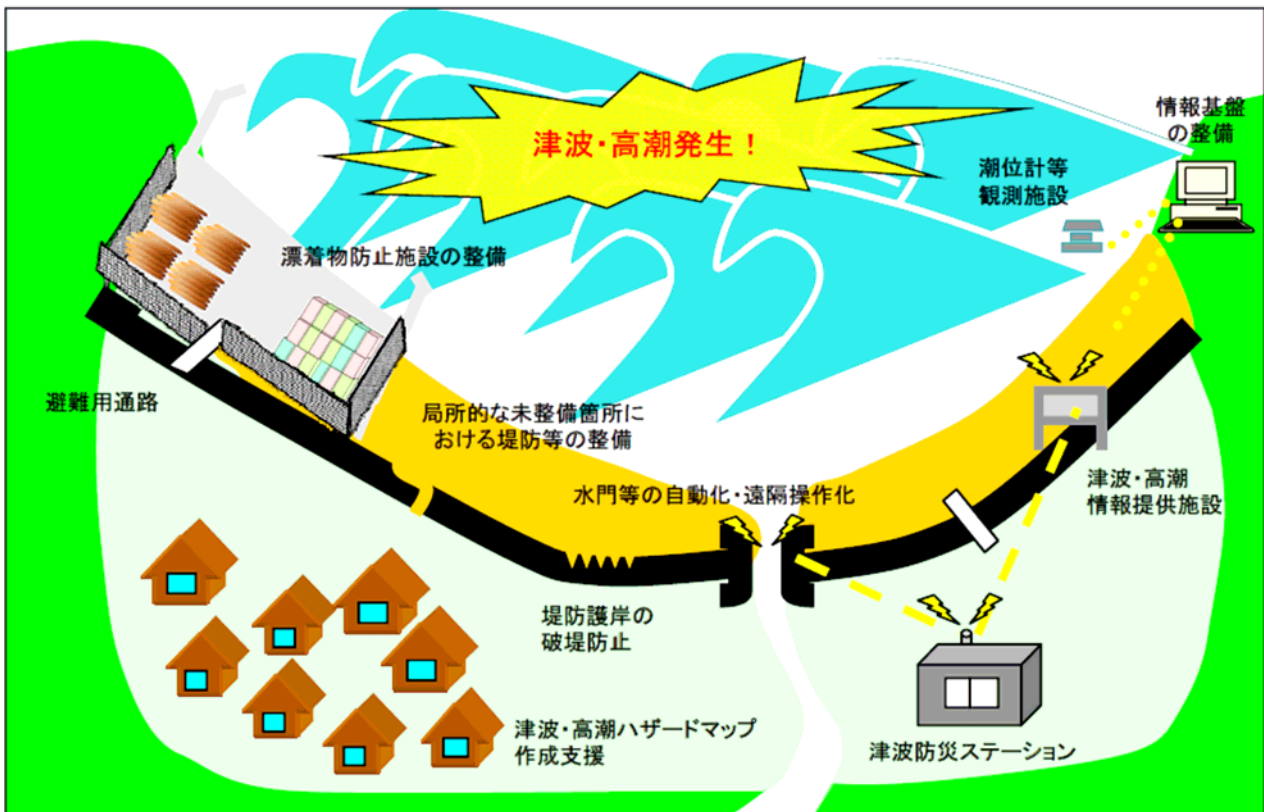
1. 目的

津波・高潮危機管理対策緊急事業は、津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策を促進することにより、津波又は高潮発生時における人命の優先的な防護を推進することを目的とする。

2. 内容

既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するため、以下の施策を総合的に実施する。

- ① 水門等の自動化・遠隔操作化及び改修等
- ② 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止、局所的な堤防等未整備箇所における堤防等の整備、排水工の整備
- ③ 津波・高潮ハザードマップの作成支援（浸水想定区域調査、耐震調査、避難路調査、耐浪調査及び排水性能調査）
- ④ 津波・高潮に関する観測施設、情報提供施設等情報基盤の整備
- ⑤ 津波防災ステーションの整備
- ⑥ 避難対策としての管理用通路の整備
- ⑦ 避難用通路の設置（堤防スロープ等）
- ⑧ 漂流物防止施設の整備



サービス付き高齢者向け住宅の供給促進

1. 概要

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」の登録制度を創設し、その供給を促進する。（高齢者住まい法改正（平成23年10月20日施行））

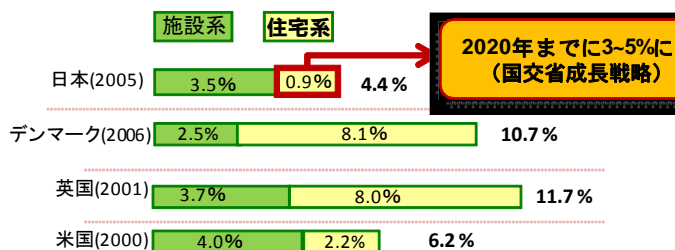
施策の現状・背景

高齢化が急速に進む中で、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加しており、**介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を確保することが極めて重要である一方、サービス付きの住宅の供給は、欧米各国に比べて立ち後れているのが現状。**

高齢者単身・夫婦世帯の増加

2010年から2020年の10年間で、
 高齢者人口：
 約2,900万人→約3,600万人
 高齢者単身・夫婦世帯：
 約1,000万世帯→1,245万世帯

全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合



国土交通省・厚生労働省共管の制度として、都道府県知事への登録制度である「サービス付き高齢者向け住宅制度」を新たに創設

概要

【登録基準】 ※有料老人ホームも登録可

《住宅》

・床面積（原則25㎡以上）、便所、洗面設備等の設置、バリアフリー

《サービス》

・サービスを提供すること。（少なくとも安否確認・生活相談サービスを提供）

《契約》

・高齢者の居住の安定が図られた契約であること、前払家賃等の返還ルール及び保全措置が講じられていること

【事業者の義務】

- ・入居契約に係る措置（提供するサービス等の登録事項の情報開示、入居者に対する契約前の説明）
- ・誇大広告の禁止

【指導監督】

・住宅管理やサービスに関する行政の指導監督（報告徴収・立入検査・指示等）

- * 高円賃・高専賃（登録制度）、高優賃（供給計画認定制度）の廃止
- * 高齢者居住支援センター（指定制度）の廃止

- 補助・融資・税による支援策を充実し、民間による供給を促進
- 介護保険法改正による「定期巡回随時対応サービス」等と組み合わせた仕組みを普及

住宅エコポイント制度／復興支援・住宅エコポイント制度

1. 目的

エコ住宅の新築や、エコリフォームに対し、様々な商品・サービスに交換可能なポイントを発行することにより、環境対応住宅の普及を促進することを目的とする。

2. 対象期間（建築着工・工事着手）

	エコ住宅の新築	エコリフォーム
住宅エコポイント	H21. 12. 8～H23. 7. 31	H22. 1. 1～H23. 7. 31
復興支援・住宅エコポイント	H23. 10. 21～H24. 10. 31	H23. 11. 21～H24. 10. 31

3. 概要（※下線は、復興支援・住宅エコポイントのみ。それ以外は共通。）

(1) ポイントの発行対象

①エコ住宅の新築

- ・省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
- ・省エネ基準（平成11年基準）を満たす木造住宅
- ※これに併せて、太陽熱利用システムの設置を行う場合は、ポイントを加算

②エコリフォーム

- ・窓の断熱改修（内窓の設置、外窓の交換、ガラス交換）
- ・外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ※これらに併せて、バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張）、住宅設備（太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽）の設置、リフォーム瑕疵保険への加入、耐震改修を行う場合は、ポイントを加算

(2) 発行ポイント数

①エコ住宅の新築：1戸あたり300,000ポイント 被災地※以外は150,000ポイント

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における「特定被災区域」（太陽熱利用システムの設置を行う場合は、20,000ポイント加算）

②エコリフォーム：1戸あたり300,000ポイントを限度とする。

耐震改修を行う場合は、別途150,000ポイントを加算

窓の断熱改修	内窓設置	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
	外窓交換	18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換	大(1.4㎡以上)	7,000ポイント	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
			4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	外壁	100,000ポイント	屋根・天井	床
			30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを上限とします)	手すりの設置	5,000ポイント	段差解消	廊下幅等の拡張
			5,000ポイント	25,000ポイント
住宅設備の設置	太陽熱利用システム	20,000ポイント	節水型トイレ	高断熱浴槽
			20,000ポイント	20,000ポイント
リフォーム瑕疵保険への加入	10,000ポイント	<u>耐震改修</u>		<u>150,000ポイント</u>

(3) ポイントの交換対象

- ・被災地の製品・商品券、復興寄附、環境寄附、省エネ・環境配慮商品、エコ住宅の新築又はエコリフォームを行う工事施工者が追加的に実施する工事等（住宅エコポイントと復興支援・住宅エコポイントでは交換できる商品が異なる。）

木のまち・木のいえ推進フォーラムによる国民意識の醸成

1. 目的

我が国においては利用可能な森林資源が充実期を迎えており、持続可能な森林経営に留意した木材利用の促進が必要である。

また、木造住宅・建築物の建設振興は、大工・工務店、林業・木材産業など地場の幅広い産業の振興や、地域の活性化に資することになる。

このため、産学官の結集により住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組を展開することを目的として「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立した。

2. 概要

国土交通省と農林水産省が主導し、関係する産学官の結集による「木のまち・木のいえ推進フォーラム」を設立し、関係業界・学会・行政が一体となって、住宅・建築物への木材利用の一層の促進に向けた取組みを実施。

【リレーフォーラム開催実績】

平成23年10月29日 第12回木のまち・木のいえリレーフォーラムinふくおか

フォーラムによる 木材利用の促進 木造住宅・建築の普及 のための5つのアクション

良質で長寿命な 木造住宅ストックの形成

- ・ 長期優良木造住宅に係る環境整備を実施
- ・ 住宅生産者と木材生産者との交流会を開催

木材の可能性をひろげる 製品・技術の開発

- ・ 長期優良住宅に対応する耐久性等の高い木製品を開発
- ・ 木材利用が低位な分野（マンション内装材など）での製品を開発

次世代への木造技術の 伝承・担い手の育成

- ・ 木造建築に関する高度な技術を有する人材を育成
- ・ 木造住宅の主要な担い手である中小住宅生産者の技術力の向上を支援

木材がより利用しやすくなる環境づくり

- ・ 学校などの公共施設の木造化・木質化の推進、技術基準の検討・分析
- ・ 伝統的構法による木造住宅に係る環境整備を実施

木造住宅・建築物に関する積極的な情報発信

- ・ 国産材情報や各種支援措置情報が検索できるシステムを整備
- ・ 消費者・次世代への「木の文化」「木造の文化」の再発信

離職者の居住安定確保に向けた公的賃貸住宅等の活用

1. 目的

厳しい経済状況の下で離職者の居住の安定確保を図るため、雇用施策との連携の下に住宅施策を総合的に実施する。

2. 施策概要

- (1) 地方公共団体が管理する公的賃貸住宅の空き家の活用が円滑に図られるよう、本来の入居対象者以外の離職者に利用させる場合の手続きを簡素化。
- (2) 独立行政法人都市再生機構の比較的低廉な家賃の空き家を定期借家制度の活用により更に低廉な家賃で賃貸できるよう措置。
- (3) 離職退去者が活用可能な公的賃貸住宅に関する情報がハローワークにおいて共有され、ワンストップサービス機能が強化されるよう措置するとともに、都道府県住宅担当部局に対し、都道府県労働局及びハローワークとの連携強化に関し特段の配慮を要請するなど、住宅施策と雇用施策の連携を強化。
- (4) 民間賃貸住宅に入居する者の未払い家賃等の債務を高齢者居住支援センターが保証する家賃債務保証制度の対象に「離職者」を追加。

3. 実績

平成24年3月31日（土）

離職退去者の居住安定 確保に向けた対策の進捗状況について

	合計	公営	改良	地優賃	公社	UR
供給決定戸数	7,800	4,485	100	192	301	2,722
入居決定戸数	3,828	2,949	90	82	165	542
入居決定人数	6,185	4,783	128	150	356	768

※入居決定戸数・人数は、供給決定戸数のうち入居を決定した戸数・人数であり、実際に入居した戸数・人数ではない。

※戸数・人数は累計

※URについては、予約戸数及び人数を含む。

(内訳)

公営：公営住宅

改良：住宅地区改良事業により整備された住宅

地優賃：特定優良賃貸住宅・高齢者向け優良賃貸住宅

公社：地方住宅供給公社が供給する賃貸住宅

UR：URが供給する賃貸住宅

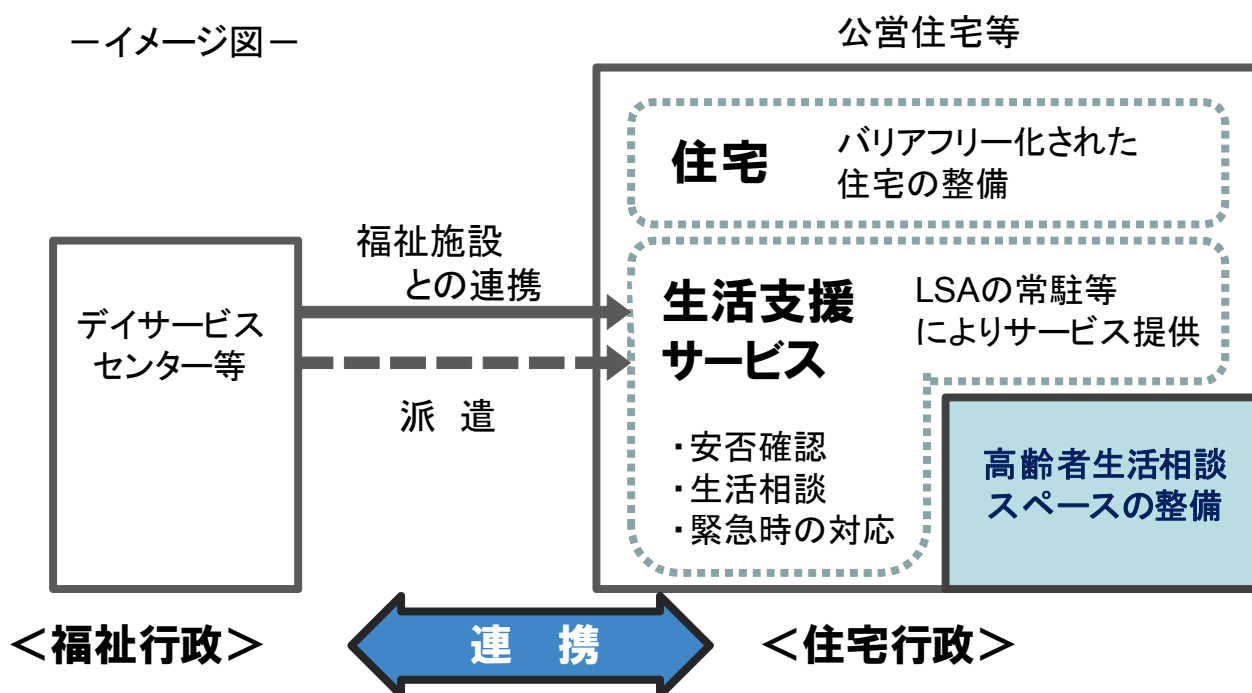
シルバーハウジング・プロジェクト

1. 概要

高齢者等の世帯が地域社会の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、その在宅生活を支援するため、福祉施策と住宅施策の密接な連携の下に、高齢者等の安全や利便に配慮した設備・設計を行うとともに福祉サービスが適切に受けられるよう十分に配慮された住宅の供給を推進することにより、高齢者等の居住の安定と社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 制度概要
(概念図)

－イメージ図－



入居対象者

- ・ 高齢者単身世帯（60歳以上）又は高齢者夫婦世帯（夫婦いずれか一方が60歳以上であれば足りる）等
- ・ 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等（事業主体の長が住宅需要を鑑み特に必要と認める場合に限る。）

3. 助成措置

(1) 建設費等に対する助成

高齢者等の利用に配慮した設備等の整備に必要な工事費等に対する助成（公営住宅等を対象）

(2) ライフサポートアドバイザー（生活補助員）関連の助成（厚生労働省で実施）

ライフサポートアドバイザー（生活補助員）の人件費について助成を行う。

(関連ホームページ)

シルバーハウジング・プロジェクト

http://www.koujuuzai.or.jp/html/page07_02_05.html

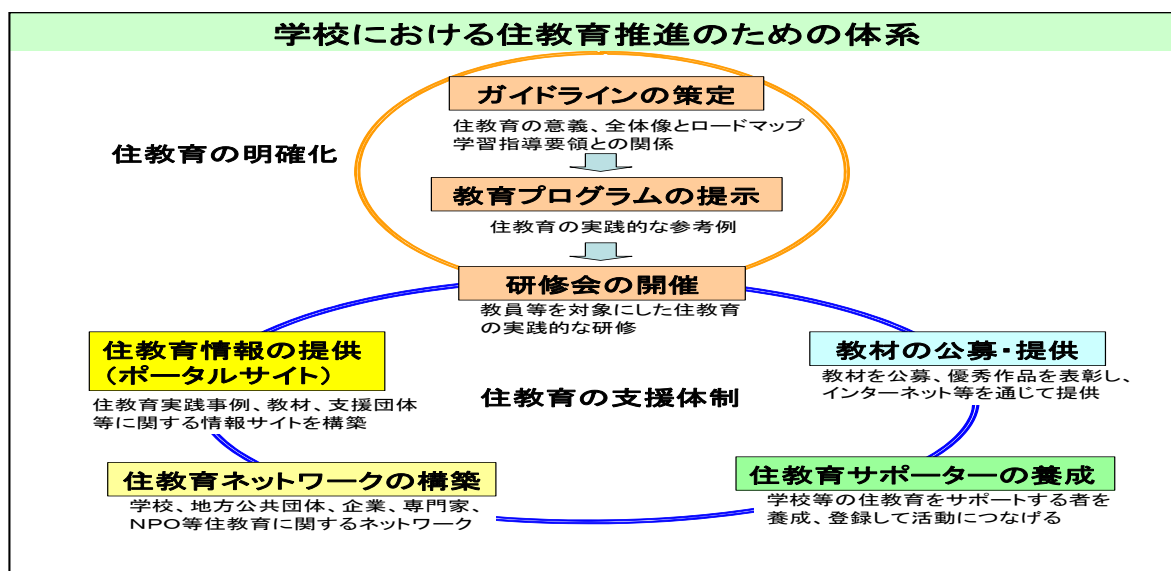
住教育の推進

1. 住教育の概要

住生活基本法（平成18年法律第61号）第7条第3項において、国及び地方公共団体の責務として、住生活の安定向上の促進に関する国民の理解・協力を促す教育活動・広報活動の実施が位置付けられている。

これを受け、国民が真に豊かさを実感できる社会の実現のために、「住」について考える機会や住教育を受ける機会を増やし、その内容の充実を図っているところである。

特に、「次世代に継承される良好な住宅ストックと、居住環境の形成に寄与する『住まい手』の育成」を想定した場合、次世代を担うべき子どもたちを対象とした住教育への取組が極めて重要であるとの視点から、「学校」における住教育をまず念頭において進めているところである。



2. 具体的な取組

平成19年度において、学校における住教育の効果的な推進を図るため、学校現場で直接活用されることを想定して、授業づくりの参考となる具体的な教育プログラム及び関連情報のリストを掲載した「住教育ガイドライン」を作成した。

平成20年度においては、「住教育ガイドライン」の入手方法や住教育に関連する様々な情報取得の窓口サイトを立ち上げ、インターネットを活用した情報発信を行うとともに、文部科学省主催の「小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」（平成20年12月開催）において、「住教育ガイドライン」の配布を行うなど教育現場への普及を図った。

平成23年度においても、平成22年度より引き続き、学校における住教育の効果的な推進を図るため、インターネットを活用した情報発信等を通じ、教育現場への普及を促進した。

（関連ホームページ）

住まいの情報発信局（住宅の特集「住まいと暮らしの教育」）

<http://www.sumai-info.jp/jukyoubu/index.html>

(参考) 平成24年度における主な新規施策

既設昇降機安全確保緊急促進事業の創設

1. 目的

既設エレベーターの改修コスト・工期の縮減や工事の効率化などモデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修（戸開走行保護装置の設置、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強措置）に対して支援を行うことにより、緊急的に既設エレベーターの安全確保の促進を図る。

2. 事業概要

① 事業内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物（病院、学校、分譲マンション等）のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準（1台当たり400万円以下、7日間以内）である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。

② 事業主体：民間事業者等

③ 補助対象：モデル性を有する既設エレベーターの防災対策改修に係る事業

④ 補助率：防災対策改修に係る事業に要する費用（ただし、1台当たり400万円以下）の1/3

⑤ 補助期間：平成24年度

3. 平成24年度予算額（国費） 34億5,000万円

ゾーン30の推進

1. 目的、施策概要

市街地等における生活道路の安全を確保するため、道路管理者と連携して、通過交通の抑制等が必要な地区に対して、最高速度30km/hの区域規制や路側帯の設置・拡幅等の対策をとりつつ、地区の状況に応じて、一方通行・大型自動車等通行禁止等の交通規制やハンプの設置等の道路整備等を実施する。

周辺道路における対策
 ゾーン入口の明確化、周辺道路の交通流の円滑化により、エリア内への通過交通の流入を抑制

ゾーン内における対策
 速度規制や車両速度を抑制する道路構造を採用するなどの対策を実施

ゾーン入口の明示

標識の設置  路面表示の設置 

周辺道路の交通円滑化対策

信号機の新設・高度化  右折車線の設置 

標識・標示の設置   カラー舗装  ハンプの設置 

路側帯の拡幅、中央線の抹消   

 : 公安委員会の対策  : 道路管理者の対策

事業の概要：通学路や住宅地域等の生活道路において、歩行者・自転車の安全を確保するため、ゾーン規制や信号機、道路標識・標示の整備等の対策を実施

民間活用型住宅セーフティネット整備推進事業の創設

1. 目的

既存の民間賃貸住宅の質の向上を図るとともに空家を有効に活用することにより住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るとともに、災害時には機動的な公的利用を可能とする環境を構築する。

2. 事業概要

② 事業内容

以下に示す要件（(1)）を満たす住宅について一定の改修工事（(2)）が行われる場合、地方公共団体と連携（(3)）し、国が住宅の改修費の一部を直接補助。

(1) 補助対象住宅の要件

- ・賃貸住宅の管理の期間が10年以上であること
- ・災害時における被災者の利用に関する協定を地方公共団体等と締結するものであること
- ・改修工事完了後の最初の入居者は、子育て世帯、高齢者世帯等の住宅確保要配慮者とするとともに、その後も住宅確保要配慮者の入居を拒まないこと
- ・適切な管理が行われるものであること 等

(2) 補助対象工事

- ・加齢対応構造等に係る工事（省エネ改修工事を含む。）
- ・共用部分に係る改修工事（耐震改修、省エネ改修又はバリアフリー改修のいずれかを含む改修工事）

(3) 地方公共団体との連携

- ・地域住宅計画において、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの強化に取り組む旨が具体的に明記されること
- ・居住支援協議会等を設け、本事業による住宅の物件情報の提供等、所要の措置を講ずること

② 事業主体

民間事業者等

③ 補助率

補助率 1／3、補助限度額 100万円／戸

④ 補助期間

平成24年度から平成26年度まで（3年間）

3. 平成24年度予算額（国費） 10,000百万円

宅建業者と関連事業者とのマッチング・連携の場の創設支援

1. 目的

「新成長戦略」に定められた「中古住宅流通市場の規模倍増」という目標の達成に向け、宅建業者が、リフォームやインスペクション等、関連する分野の事業者と連携して多様な消費者ニーズに対応できる体制を構築することにより、消費者が安心して既存住宅の取引を行うことができる流通市場の整備を図る。

2. 支援の概要

- ・ 宅建業者とリフォーム、インスペクション等関連事業者との連携により組織される民間事業者等（以下「連携体」）を地域毎に立ち上げ
- ・ 連携体を中心に、リフォーム、インスペクション等に関する研修会等を実施
- ・ 連携体参加の事業者（団体）の連携により、以下3. のようなパッケージ型の中古住宅バリューアップ商品を開発・販売。事業者及び消費者から意見を聞き評価し、本格的な事業展開へステップアップ
- ・ 国土交通省は、調査検討業務受託者を通じて連携体の活動を支援

3. 連携事業の具体的なイメージ<例>

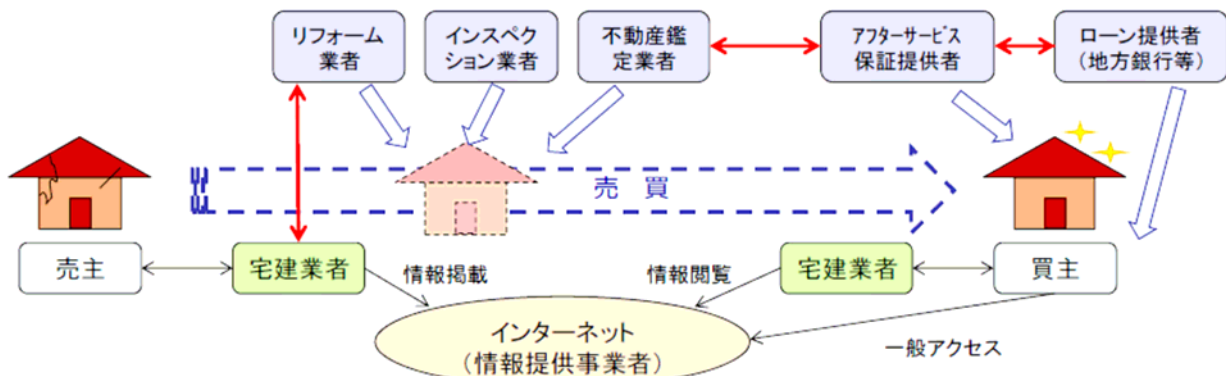
事例1：宅建業者が核となり、リフォーム業者・ローン提供者・インターネット業者と連携

- ・ 宅建業者がインターネットへ物件情報を掲載する際、買主にとってリフォームが望ましい物件であれば、リフォーム提案を行い、リフォーム概要・金額・施工後イメージ等を、併せてインターネット上で情報提供
- ・ 同じくインターネット上で、リフォーム部分を含む住宅ローンの返済シミュレーションサービスを提供

事例2：宅建業者が核となり、インスペクション業者・アフターサービス業者と連携

- ・ 買主が中古住宅の性能・保証に不安を抱えている場合に、宅建業者がインスペクション業者を紹介し、当該インスペクションの結果に基づき、（必要に応じリフォームを経て）アフターサービス（瑕疵担保責任保険等）を提供

[事業者間連携イメージ図]



※連携体への参加を期待する事業者・業界団体
 既存住宅の流通に関わる広範囲な事業者の参加を期待しており、各業界団体または各事業者が連携体メンバーとなることを想定

・宅建業者関連団体	・リフォーム・リノベーション関連業者	・点検・検査(インスペクション)関連業者
・工務店関連団体	・住宅メーカー・不動産デベロッパー	・不動産鑑定士団体
・住宅性能評価機関	・住宅履歴情報機関	・民間・政府系金融機関 等

都市の低炭素化の促進に関する法律案の概要

背景

○東日本大震災を契機とするエネルギー需給の変化や国民のエネルギー・地球温暖化に関する意識の高揚等を踏まえ、市街化区域等における民間投資の促進を通じて、都市・交通の低炭素化・エネルギー利用の合理化などの成功事例を蓄積し、その普及を図るとともに、住宅市場・地域経済の活性化を図ることが重要

法案の概要

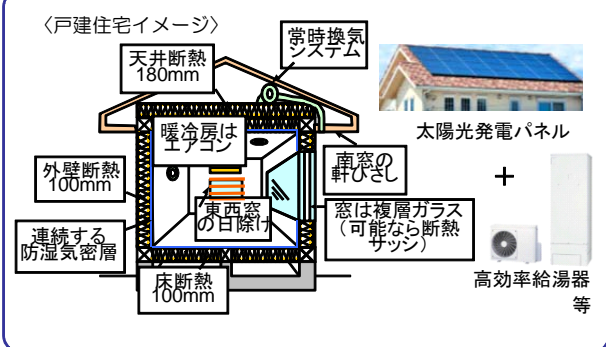
● 基本方針の策定（国土交通大臣、環境大臣、経済産業大臣）

● 民間等の低炭素建築物の認定

【認定低炭素住宅に係る所得税等の軽減】

居住年	所得税最大減税額 引き上げ(10年間)		登録免許税率 引き下げ
H24年	400万円 (一般300万円)	保存 登記	0.1% (一般0.15%)
H25年	300万円 (一般200万円)	移転 登記	0.1% (一般0.3%)

【認定のイメージ】



【容積率の不算入】

低炭素化に資する設備（蓄電池、蓄熱槽等）について通常の建築物の床面積を超える部分

● 低炭素まちづくり計画の策定（市町村）

※ 協議・調整を行う低炭素まちづくり協議会（地方公共団体、民間事業者等）を設置可能

都市機能の集約化

- 病院・福祉施設、共同住宅等の集約整備
 - ◇民間事業の認定制度の創設
- 民間等による集約駐車施設の整備
 - ◇建築物の新築等時の駐車施設附置義務の特例
- 歩いて暮らせるまちづくり
(歩道・自転車道の整備、バリアフリー化等)

公共交通機関の利用促進等

- バス路線やLRT等の整備、共同輸配送の実施
 - ◇バス・鉄道等の各事業法の手続特例
- 自動車に関するCO₂の排出抑制

建築物の低炭素化

- 民間等の先導的な低炭素建築物・住宅の整備

緑・エネルギーの面的管理・利用の促進

- NPO等による緑地の保全及び緑化の推進
 - ◇樹林地等に係る管理協定制度の拡充
- 未利用下水熱の活用
 - ◇民間の下水の取水許可特例
- 都市公園・港湾隣接地域での太陽光発電、蓄電池等の設置
 - ◇占用許可の特例

地域型住宅ブランド化事業の創設

1. 目的

地域における木造住宅体制の強化を図るため、地域の連携体制の構築による、地域毎の住宅生産システムの共通ルールに基づく木造の長期優良住宅の整備に対する支援を行う。

2. 事業概要

① 事業内容

本事業に取り組もうとする、地域の原木供給者、製材工場、プレカット工場、建材流通事業者、建築士、中小工務店等からなるグループによる。『地域型住宅』生産の基本方針』及び『地域型住宅』生産の共通ルール』に関する提案を募集し、優れた提案に対し、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が提案の採択を行い、採択されたグループに所属する中小工務店によって供給される、木造の長期優良住宅の整備に対して支援を行う。

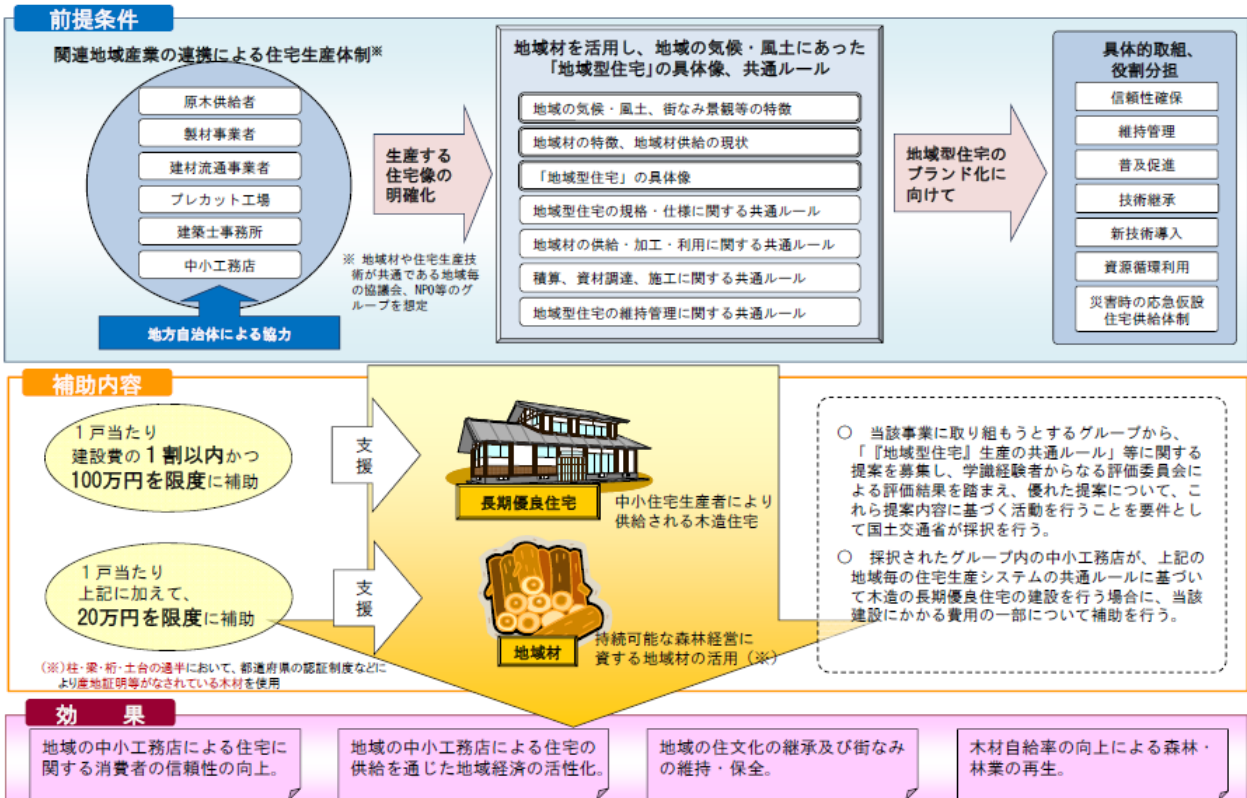
② 補助対象

建設工事費のうち、長期優良住宅による掛かり増し費用相当額。柱・梁・桁・土台の過半において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材（以下、「地域材」という。）を使用する場合、地域材使用による掛かり増し費用相当額を追加。

③ 事業主体 民間事業者等

④ 補助率 1/2（建設工事費の1割以内の額で、戸当たり100万円を上限とする。ただし、地域材を使用する場合は戸当たり120万円を上限とする。）

3. 平成24年度予算額（国費） 90億円の内数



既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業

1. 目的

消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を行える環境を整備するため、既存住宅売買瑕疵保険における保証範囲の拡大（シロアリ被害の追加など）等の消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。

また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保履行法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準[※]については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況等を踏まえた基準見直しに係る取組みに対する支援を行う。

※ 設計施工基準・・・保険を引き受ける住宅の設計・施工に関する基準（新築住宅については、全保険法人で設計施工基準を統一している。）

2. 事業概要

(1) 事業内容

① 検査技術の導入・実用化に対する支援

既存住宅に関する保険について、検査技術導入・実用化に対する支援を行う。

② 設計施工基準の見直しに対する支援

住宅瑕疵担保責任保険の引受基準である設計施工基準の見直しに対する支援を行う。

(2) 事業主体 一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会、民間事業者等

(3) 補助率 定額補助

(4) 限度額 1億円／年

(5) 事業期間 平成24年度～平成26年度

3. 平成24年度予算額（国費） 1億5,000万円

地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化

1. 概要

新築住宅の省エネ基準適合率を平成32年までに100%とすることを目指し、平成24年度より、地域の木造住宅生産を担う中小工務店の断熱施工技術の向上など、地域における省エネ住宅の生産体制の整備・強化に対する支援に重点的に取り組む。

「住宅省エネ化推進体制の強化」の取組内容のイメージ

平成24年度予算額:19.6億円の内数
(「住宅市場技術基盤強化推進事業」の一部)

- ◆ 地域特性に応じつつ、全国で体系的に住宅省エネ化推進体制の強化を図るため、公募によって選定された補助事業者が核となり、全国及び各都道府県において、大工・工務店、建築士、建材流通等の関係団体が参画する協議会を設置。補助事業者が中心となりつつ、全国協議会、都道府県協議会として以下の内容を実施(補助事業者は、全国協議会又は都道府県協議会の事務局となる)。
- 住宅省エネ化推進地域リーダー(仮称)の養成
 - ・ 住宅省エネ化技術講習の講師を始め、都道府県協議会と連携して地域における住宅省エネ化の普及推進に係る各種取組を牽引する「地域リーダー」を各都道府県協議会が養成(地域リーダーとしては、木造住宅の省エネ化に積極的に取り組もうとする建築士等を想定)。
- 工務店等への情報発信・相談対応
 - ・ 工務店等事業者や消費者等からの省エネ住宅の施工に関する各種問い合わせにワンストップで対応可能な相談窓口を開設。
- 大工・工務店による省エネ住宅の生産体制の実態把握等調査
 - ・ 効果的かつ効率的に施策を実施するため、各地域における大工・工務店による省エネ住宅の生産体制、普及状況等の実態把握のための調査を実施。

「住宅省エネ化技術講習」の取組内容のイメージ

平成24年度予算額:9.9億円の内数
(「木造住宅施工能力向上・継承事業」の一部)

- ◆ 補助事業者として、全国の都道府県協議会と円滑な連絡・調整等を行うことができる体制等を有する民間法人等を公募により選定し、以下の内容を実施。
- 住宅省エネ化技術講習の実施
 - ・ 中小工務店に所属する、又は中小工務店から工事を請け負う大工技能者を対象として、省エネ施工技術修得のための技術講習(講義・実技指導、修了検定)を実施。
- 講習会修了証の発行・管理



講習・実技指導



修了検定

木造住宅の省エネ基準適合率を100%へ。

- ◆ 戸建て住宅の省エネ基準適合義務化の実施による温室効果ガス排出量の抑制。
- ◆ 中小工務店等の技術力向上・競争力強化を通じた住宅市場の活性化と省エネ基準に適合した良質な住宅ストックの形成。

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業の創設

1. 目的

我が国のエネルギー消費量の約3割を占める民生部門（家庭、業務）における省エネルギー対策として、住宅・建築物におけるネット・ゼロ・エネルギー化を目指す。

2. 事業概要

・ ネット・ゼロ・エネルギービル実証事業

建築物の省エネ化を推進するため、ZEB（※）の実現に資するような省エネルギー性能の高い建物（新築・既築）に対し、高性能設備機器等の導入費用を補助する。

・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業

住宅の省エネ化を推進するため、ZEH（※）の普及促進を図り、高性能設備機器と制御機構等の組み合わせによる住宅のゼロエネ化に資する住宅システムの導入を支援する。（経済産業省、国土交通省 共同事業）

※ ZEB/ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル/ハウス）

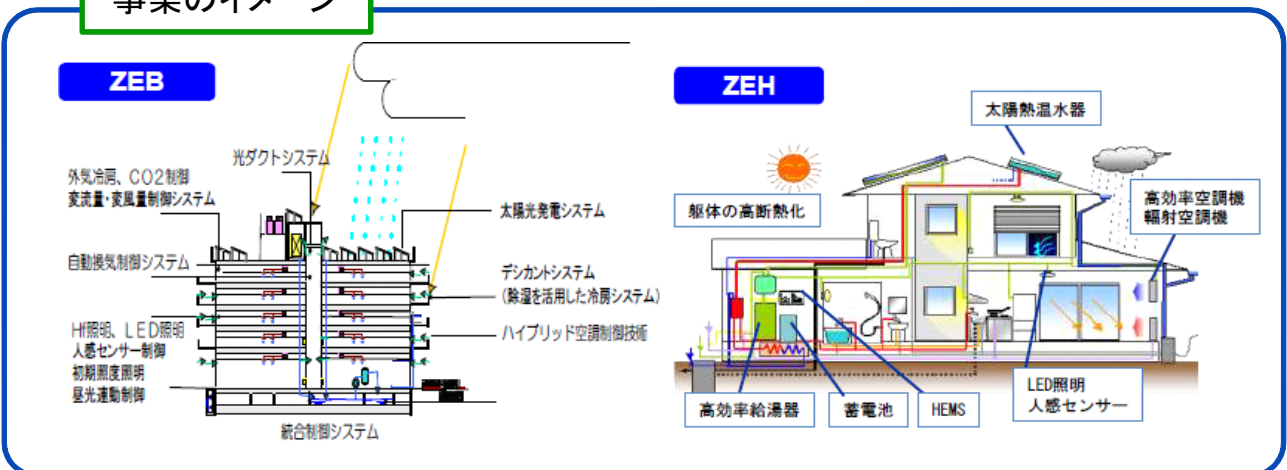
：年間の1次エネルギー消費量がネットで概ねゼロとなる建築物/住宅

3. 平成24年予算額（国費） 70億円

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業のイメージ



住宅のゼロ・エネルギー化推進事業の創設

1. 目的

地球温暖化、民生部門のエネルギー消費量の増加に対応し、住宅の省エネ化をさらに推進するため、ゼロ・エネルギー住宅（※）の普及促進を図り、中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組み、高性能設備機器と制御機構等の組み合わせによる住宅のゼロ・エネルギー化に資する住宅システムの導入を支援する。

（※）住宅の断熱性能等の向上に資する先導的な省エネ技術の導入や再生可能エネルギーの活用等により、年間の一次エネルギー消費量がネットで（正味）概ねゼロとなる住宅

2. 事業概要

① 対象事業の要件

以下の全ての要件に該当するものであること。

- (1) 住宅の躯体・設備の省エネ性能の向上、再生可能エネルギーの活用等により、年間で一次エネルギー消費量が概ねゼロになる住宅（ゼロ・エネルギー住宅）であること
- (2) 住宅の躯体と設備を一体化して、住宅全体でゼロ・エネルギー化に取り組むこと

② 補助対象

- (1) 調査設計計画に要する費用
- (2) 住宅の省エネ化に係る建築構造、建築設備等の整備費に要する費用（ゼロ・エネルギー住宅とすることによる掛かり増し費用相当額）
- (3) 効果の検証等に要する費用

③ 事業主体

中小工務店

④ 補助率

1/2

⑤ 補助限度額

一戸あたり165万円

3. 平成24年予算額（国費） 23億1,000万円

